

21倉健発第169号
平成21年8月28日

事業主殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、組合の事業につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に公布され、平成21年10月1日から施行されることとなりましたのでご通知申し上げます。

改正内容は下記のとおりですので、被保険者等への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

出産育児一時金等の支給額の改正

出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、出産育児一時金等の支給額を、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものである。

1. 改正内容

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額を、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間は、4万円引き上げ39万円とする。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産した場合に、支給額を3万円加算し、42万円とする。

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設

被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を実施する。

1. 内容

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産について、医療機関等が被保険者に直接支払制度を希望するかを確認のうえ書面で合意を得ることにより、出産育児一時金の額を限度として、被保険者に代わって支給申請及び受取りを健康保険組合と行うこととなります。

※ 直接支払制度を希望しない場合や海外で出産した場合等は従来どおり出産後に健康保険組合へ出産育児一時金の請求をすることとなります。

- **なお、直接支払制度の導入により、現在の出産育児一時金（事前申請）は9月末をもって廃止されることとなります。**